

鳥取地区学生各位  
(連合農学研究科除く)

理事 事(教育担当)

## 「成績評価に疑義がある場合の申立て」について(通知)

自分の成績評価に疑義がある場合に、受付窓口を通じて授業担当教員に申立てを行うことができます。

疑義申立てを行うことができるのは、次の場合に限ります。

[1] 成績の誤記入等、明らかに授業担当教員の誤りであると思われるもの

[2] シラバス等に記載されている到達目標、成績の評価方法と基準等から、明らかに成績評価について疑義があると思われるもの

### 【申立て手続き】

- ・当該授業科目の成績公開後1週間以内(期日厳守)に「成績評価確認願」に記入のうえ、受付窓口(下図参照)へ提出して下さい。
- ・申立て内容を確認し、原則2週間以内に回答します。  
(ただし、申立て内容が上記[1],[2]に該当しないと判断した場合には、申立てを受理しないことがあります。)

### ○申立てを行う前に…(要確認)

- \* 申立て手続き等は各学部・研究科によって異なることがありますので、申立てを行う場合は受付窓口にて早めに確認して下さい。
- \* 医学部1年次(生命科学科・保健学科)については、疑義申立ての出来る期間を個別に設定することができますので、掲示に注意して下さい。なお、「成績評価確認願」の提出先は教育支援課4番窓口です。

## ＜鳥取地区における成績公開後の疑義申立て手続きの流れ＞

